

# 「定款」等の一部改正新旧対照表

## 目次

	(ページ)
1. 定款の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 定款施行規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	2

## 定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(合併等について承認を受ける義務)</p> <p>第19条 (略)</p> <p><u>2 会員は、前項の承認を受けようとする場合には、本所が定めるところにより、本所に通知及び申請を行わなければならない。</u></p> <p><u>3 本所は、第1項の行為が本所の目的及び組織にかんがみて適当と認められないときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、第1項の承認を与えないことができる。</u></p> <p><u>4・5 (略)</u></p> <p>(届出事項)</p> <p>第20条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめその内容を本所に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 前条第1項各号に掲げる行為で、会社法(平成17年法律第86号)において株主総会の決議による承認を要しないとされているもの<u>のうち、本所が別に定めるもの(株式会社以外の者にあつては、これと同程度のもの)</u></p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年11月24日から施行し、同日以後に、本所に対し第19条第2項に規定する申請又は第20条に規定する届出が行われるものから適用する。</p>	<p>(合併等について承認を受ける義務)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2 本所は、前項の行為が本所の目的及び組織にかんがみて適当と認められないときは、出席した理事会の構成員の議決権の3分の2以上の多数決により、前項の承認を与えないことができる。</u></p> <p><u>3・4 (略)</u></p> <p>(届出事項)</p> <p>第20条 会員は、次に掲げる行為をしようとするときは、本所が定めるところにより、あらかじめその内容を本所に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 前条第1項各号に掲げる行為で、会社法(平成17年法律第86号)において株主総会の決議<u>又は承認</u>を要しないとされているもの</p> <p>(10)～(13) (略)</p>

## 定款施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第14条第1項、<u>同第19条第2項、同第20条、同第21条、同第34条第1項、同第38条第1項、同第40条第4項並びに同第41条第1項の規定に基づき、本所が定める事項及び本所が指定する事項を規定する。</u></p> <p><u>(合併等の通知及び承認申請)</u></p> <p>第3条 <u>定款第19条第2項の通知は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める事項その他本所が必要と認める事項について、当該行為の承認のため株主総会（株式会社以外の者にあつては、これに準ずるもの。以下この条において同じ。）の決議を行う場合は、原則として、当該株主総会の日から2週間前の日まで、株主総会の決議を行わない場合は、原則として、取締役会など会社の意思決定機関による決定の日から2週間前の日までに行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>定款第19条第1項第1号に掲げる合併</u></p> <p style="margin-left: 2em;">a <u>合併後の株主構成及び役員構成</u></p> <p style="margin-left: 2em;">b <u>合併の相手方となる法人の概要（当該法人の財務状況を含む。）</u></p> <p>(2) <u>定款第19条第1項第2号に掲げる分割による事業の一部の他の法人への承継又は同項第4号に掲げる事業の一部の譲渡</u></p> <p style="margin-left: 2em;">a <u>分割又は事業の譲渡後の役員構成、組織体制及び本所の市場における有価証券の売買等の業務の見込み</u></p> <p style="margin-left: 2em;">b <u>分割又は事業の譲渡に係る事業の概要（当該事業に係る資産及び負債の額を含む。）</u></p> <p>(3) <u>定款第19条第1項第3号に掲げる分割に</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、定款第14条第1項、同第20条、同第21条、同第34条第1項、同第40条第4項並びに同第41条第1項の規定に基づき、本所が定める事項及び本所が指定する事項を規定する。</p> <p>(新 設)</p>

よる事業の全部若しくは一部の他の法人から  
の承継又は同項第5号に掲げる事業の全部若  
しくは一部の譲受け

a 分割又は事業の譲受け後の役員構成

b 分割又は事業の譲受けに係る事業の概要  
(当該事業に係る資産及び負債の額を含  
む。)

2 定款第19条第2項の申請は、所定の承認申  
請書に本所が必要と認める書類を添付し行うも  
のとする。

(届出事項)

第3条の2 (略)

2 定款第20条第9号に規定する本所が別に定  
めるものとは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 定款第19条第1項第1号に掲げる行為で、  
合併に際し交付する株式の数に1株当たり純  
資産額を乗じて得た額及び合併に際し交付す  
る社債その他の財産の帳簿価額の合計額が、  
合併後存続する会員の純資産額の20分の1  
以下となるもの

(2) 定款第19条第1項第2号に掲げる行為で、  
分割により承継させる資産の帳簿価額の合計  
額が、分割を行う会員の総資産額の20分の  
1以下となるもの

(3) 定款第19条第1項第3号に掲げる行為で、  
分割により交付する株式の数に1株当たり純  
資産額を乗じて得た額及び承継により交付す  
る社債その他の財産の帳簿価額の合計額が、  
分割により事業の承継をする会員の純資産額  
の20分の1以下となるもの

(4) 定款第19条第1項第4号に掲げる行為で、  
譲渡する資産の帳簿価額が、譲渡する会員の  
総資産額の20分の1以下となるもの

(5) 定款第19条第1項第5号に掲げる行為で、  
譲り受ける事業の対価として交付する財産の

(届出事項)

第3条 (略)

(新設)

帳簿価額の合計額が、当該事業を譲り受ける  
会員の純資産額の20分の1以下となるもの

(会員加入申請)

第6条 定款第38条第1項に規定する会員加入  
申請は、所定の申請書に本所が必要と認める書  
類を添付し行うものとする。

第6条 削 除

付 則

この改正規定は、平成21年11月24日から  
施行し、同日以後に、本所に対し定款第19条第  
2項若しくは同第38条第1項に規定する申請又  
は同第20条に規定する届出が行われるものから  
適用する。